

相続専門の  
司法書士  
による

# 相続・遺言・家族信託 の無料相談会

事前予約制

相談会場が選べる!  
ご自宅からでも無料相談可能!

6/13(土)~19(金)

相談時間

13日(土)・14日(日) / 10:00~17:00  
15日(月)~19日(金) / 13:00~17:00

会場

- 相談会場 1 司法書士法人C-first 岸和田事務所  
〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル1階
- 相談会場 2 司法書士法人C-first 大阪事務所  
〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目3番17号HORIE HILLS 603号
- 相談会場 3 自宅でテレビ電話・電話で  
無料相談対応!

ご予約  
ダイヤル

司法書士法人C-first  
☎ 0120-079-077

※事前予約制(お電話でお申込下さい)



## こんなお困りごとありませんか?

### 財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておくと、  
後で様々なトラブルが起こります。

### 遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- ほかの相続人と話をせずに、手続きを任せたい。

亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人と  
トラブルにならないようお手伝いいたします。

### 遺言について

- 遺産が少しでも遺言を書いたほうがいいのか?
- やっぱり公正証書遺言にするべき?
- 遺言書があるが、具体的な手続きがわからない。
- 遺言の内容を書き直せるか知りたい。



家族関係が複雑・不動産が多い場合は遺言を  
書くことで残された家族がもめなくて済みます。

### 相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない



相続手続きから相続不動産の売却までを  
一括してサポートします。

### 成年後見と家族信託について

- 認知症の家族の財産管理をしたい
- 子供や近い親族がなく、自分の今後が心配
- 両親の施設入所で空家になった実家が心配だ



今の不安、今後の不安・・・  
適切な管理で生活を支えることができます。

### 借金の相続について

- 遺産に借金がある場合の手立てを知りたい。
- 親が残した借金を相続したくない
- 親の住宅ローンが残っているので相続したくない



放棄には3ヶ月の期限があります。

# 放置している



## 家の名義変更（相続登記）はありませんか？

相続に伴う不動産名義変更（相続登記）には特に期限がないので、「費用がかかるから」手続きを行わず放置してしまっている方々も多いのではないのでしょうか。実は、相続登記を行っていなかったことで後に大きな相続トラブルになってしまった、というご相談が当事務所でも増えています。

### 相続登記を放置していた場合に被るデメリット

元々の相続人が亡くなった場合に、相続関係が複雑になり、手続きが面倒になる



相続した不動産が自分の意志で売却したり、担保に入れたりできなくなる



相続人の中に借金がある人がいた場合、不動産を差し押さえられるリスクがある



## 最悪相続トラブルにつながる可能性もあります！ 相続登記は放置せず、司法書士にご相談下さい

当日は私たち相続の専門家が皆様のお悩みにお答えします

司法書士

橋本 徹

●大阪司法書士会所属 登録番号:3291



司法書士・行政書士

細井 尚

●大阪司法書士会所属 登録番号:4152



司法書士

山崎 聡

●大阪司法書士会所属 登録番号:3478



### 「あんしん相続ガイドブック」をプレゼント!

### 全28Pで相続の手続きを徹底解説!

※「相続は複雑で難しい」というお声にお答えして、今回特別にご用意させていただきました。



### 先着20名様に 無料プレゼント!

相談をご希望の方はお電話にて  
事前申し込みをお願い致します。

# 0120-079-077

受付時間  
平日9時～19時

## 司法書士法人C-first

岸和田事務所: 〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル1階  
大阪事務所: 〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目3番17号 HORIE HILLS 603号



当事務所  
ウェブサイトから  
情報発信中!



岸和田 相続

検索

<https://www.kishiwada-souzoku.com/>

